

防衛省防衛研究所仕様書

件名	音響映像システムの会議マイク増設作業	作成	教育部教務課
----	--------------------	----	--------

1 適用範囲

この仕様書は、防衛省防衛研究所に設置されている音響映像システム（以下、「既存システム」という。）の会議マイク増設について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 会議マイクの増設

- (1) 既存システム制御装置のタッチパネルから、マイク制御機能の切り離しを行い、マイクコントロールユニットでの手動操作に変更する。
- (2) 増設する会議用マイク7台に、それぞれIDを設定する。
- (3) 既存システム制御架内のマイクコントロールユニットの配線変更を行い、増設した会議マイクが正常に動作できるよう、設定変更を行う。
- (4) 発言時は、会議マイクユニットの手元スイッチによる操作が可能であること。
- (5) マイクの音量調整は、既存システムのタッチパネルで操作できるものとする。

2.2 準備物品等

契約相手方は、表に示す物品の他、会議マイクの増設に必要な資機材を準備するものとする。

表

番号	品名	規格	数量
1	会議マイクユニット	オーディオテクニカ ATCS-M60a	7台
2	マイクユニット 専用マイク	オーディオテクニカ ATCS-M60MIC	7台
3	リチウムイオン 電池	オーディオテクニカ LI-240	14個
4	バッテリーチャ ージャー	オーディオテクニカ ATCS-B60	1台

3 納期

令和5年3月31日（金）

4 検査

第2項に基づき実施する。

5 その他の指示

5.1 役務に関する留意事項

契約相手方は、増設作業に際して、官側の関係部署と調整のうえ、作業を行うものとする。

5. 2 発生材の処理

発生材は、契約相手方の責任において処分するものとする。

5. 3 養生及び損傷発生時の対応

(1) 養生

契約相手方は、増設作業にあたっては適切な養生を行い、施設及び既存物品等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。

(2) 損傷発生時の対応

契約相手方は、施設あるいは物品等に損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに官側の指示に従い、契約相手方の責任において原状に復するものとする。

5. 4 契約相手方は、本契約を履行するうえて得られた情報を漏洩または転用してはならない。この規定は本契約終了後においても有効に存続する。

5. 5 この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものである。